

武豊町建築行為等に係る後退敷地に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、武豊町における建築行為等に係る後退敷地の確保及び整備に関し必要な事項を定めることにより、良好な市街地の形成の推進を図るとともに、生活環境の向上に資することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この要綱は、市街化区域内において建築基準法（昭和25年法律第201

号。以下「法」という。）第42条第2項の規定による道路及び町長が必要と認めた町道認定道路に接する土地に建築行為等をする場合に適用する。ただし、開発ほう助になるおそれがある場合はこの限りでない。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後退道路 前条に該当する道路をいう
- (2) 後退線 法第42条第2項の規定により境界線とみなされる線をいい、町長がこの要綱を適用する必要があると認めた道路にあっても同項に規定する方法により定められる線をいう
- (3) 後退敷地 後退道路と後退線の間を介在する土地をいう
- (4) 後退杭 後退線上の必要な位置に設けられる杭をいう
- (5) 建築物等 法第2条第1項に規定する建築物及びこれに付属する擁壁、門、塀、生け垣並びに後退敷地に突出して設けられるもの及び地下埋設物（埋設管を除く）をいう
- (6) 建築行為等 建築物等を建築又は築造することをいう
- (7) 所有権者等 後退道路に接する土地及び後退敷地の所有権者、借地権者、抵当権者その他当該土地について使用又は処分の権限を有するものをいう
- (8) 自己管理地 後退敷地のうちで、土地所有者が自己の責任において管理する土地をいう

(書面の提出等)

第4条 所有権者等は、法第6条第1項の規定による建築確認申請書を提出する際に、譲渡又は寄付の場合は後退敷地に関する調書（様式第1）を、自己管理の場合は後退敷地に関する確認書（様式第2）を町長に提出するものとする。

(後退敷地の取得等)

第 5 条 町長は、後退敷地を買収又は寄付により取得するものとする。ただし、後退敷地内に容易に撤去できない建築物等が存在する場合、又は後退敷地が次の各号に該当する場合は、自己管理地として扱うものとする。

- (1) 道路境界及び後退線が明確にならない場合
- (2) 後退敷地の整備を行うことにより後退敷地外の建築物等に支障をきたし、工事施工できない場合
- (3) 所有権者等の承諾等が得られない場合

2 所有権者等から後退敷地の譲渡又は寄付の申し出があった場合、用地測量は所有権者等が行い、分筆及び所有権移転登記は町が行う。

3 分譲を目的とした後退敷地の寄付の申し出があった場合、用地測量及び分筆登記は所有権者等が行い、所有権移転登記は町が行う。

(後退線の設置)

第 6 条 後退線を定める場合、後退道路の道路中心線は、原則として変えない。

(後退敷地の自己管理)

第 7 条 譲渡又は寄付により難い後退敷地については、所有権者等が自己の責任において管理をするものとする。

2 自己管理する後退敷地で、境界が確定している場合は、町の支給する後退杭により表示するものとする。

3 所有権者等は、自己管理地内に、建築行為等をしてはならない。

4 所有権者等は、自己管理地内において一般の交通を妨げる行為をしてはならない。

5 町長は、自己管理地が道路として機能している場合は必要に応じ整備することができる。ただし、所有権者等の承諾を得なければならない。

(建築行為等以外の適用)

第 8 条 町長は、既存の後退敷地の土地所有権者等から譲渡又は寄付の申し出があった場合は、この要綱の規定を適用させるものとする。

2 町長は、建築を伴わない後退敷地についても、必要と認められた場合は、この要綱を適用し土地所有権者等に対して、譲渡等の協力を求めることができる。

(雑 則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に町長が定める。

付 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。